

山梨県公報

第二千三百九十一号

平成二十六年
二月十七日

月 曜 日

目 次

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………	六一
○県営土地改良事業計画の決定……………	六一
○廃川敷地等……………	六一
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	六一
○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	六一
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(六件)……………	六二
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件)……………	六八
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	六九
教育委員会	
○山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財の指定……………	七〇
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	七一
○平成二十六年自動車等の運転免許試験等の実施……………	七七

告 示

山梨県告示第五十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十六年二月六日野牛島土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成二十六年二月十七日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(富士川北部地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとお

り関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
る。
平成二十六年二月十七日
山梨県知事 横 内 正 明

縦覧書類

一 県営土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

二 平成二十六年二月十七日から同年三月十四日まで

縦覧場所

三 富士川町役場

異議申立期間

四 平成二十六年三月十五日から同年三月二十九日まで

山梨県告示第五十五号

一次のとお廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年二月十七日
山梨県知事 横 内 正 明

- 一 河川の名称 富士川水系 西川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十六年二月十七日
- 三 廃川敷地等の位置 甲府市中畑町字向井八四五番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二百八十二・五五平方メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとお特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年二月十七日
山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人やまなしライフサポート

2 代表者の氏名 中山 八十司

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市小瀬町六百五十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者であると同時に、社会的な人間関係における孤立状態にありながらも、自らの生活を維持・向上させていこうと努力している人々に対して、当事者ニーズに即応した専門科等によるサポートの提供、様々な社会制度を学習する場の提供及び当事者間の交流を通じて人的つながりに基づく支えあい等により、地域における人間関係を再構築しながら、何人も社会において孤立せず、健康で文化的な生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年二月七日から同年四月六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ひだまりの会

2 代表者の氏名 小野 富士雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原千四百二十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自らが主体的に自立した生活をおくることができるよう支援するために障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業及び障害者福祉サービス事業等を実施し、また一般市民の精神障害者に対する正確な認識と理解を深めることを目的として啓発活動や相談に関する事業を行い、すべての人々が暮らしやすい街づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年二月七日から同年四月六日まで

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市法能字桜沢二二四八（次の図に示す部分に限る。）	安富賀明
都留市田野倉字柴窪三三四〇（次の図に示す部分に限る。）	磯田義廣
都留市戸沢字大平山一四三八	小林謙一
都留市戸沢字大平山一四三〇・一四四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	小林藤平
都留市大野字当作山一六七四（次の図に示す部分に限る。）	杉本繁三
都留市下谷字東御嶽二〇九五（次の図に示す部分に限る。）	専念寺
都留市大野字当作山一六七九（次の図に示す部分に限る。）	曾根勇二郎
都留市大野字当作山一六七七（次の図に示す部分に限る。）	大原新作
都留市井倉字生出山一一七二・一一七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長田宗右工門
都留市田野倉字柴窪三三一七（次の図に示す部分に限る。）	田辺徳治郎

限る。）

都留市上谷字沢久保一七四七の乙

都留市大野字入山一六四九の四

尾崎義久

青柳開平、天野善二郎、賤機喜三郎、大津巖、大津かつ、大津楯之亮、大津雙作、大津誠義、大津良三、大原仰善、大原博、荻窪朝次郎、荻窪潔、荻窪市太郎、荻窪宇右工門、荻窪栄作、荻窪雄、荻窪勝章、荻窪源作、荻窪増藏、荻窪太左工門、荻窪万清、荻窪良栄、奥脇菊藏、小俣喜一郎、小俣定吉、小俣定造、小俣佐太郎、小俣惣吉、小俣哲二、小俣徳二郎、小俣久一郎、小俣秀雄、小俣平吉、小俣藤藏、小俣松吉、小俣基則、小林愛之助、小林忠亮、小林毅、小林昇作、小林利徳、小林留作、重森国太郎、志村惣一郎、志村万吉、杉本音吉、杉本儀作、杉本義廣、杉本教馬、杉本刃太郎、杉本庸吉、杉本繁三、鈴木栄太郎、鈴木董太郎、鈴木正作、曾根市太郎、曾根亀吉、曾根民藏、曾根長平、曾根藤松、曾根勇二郎、高部康一、高部米吉、高部貞徳、高部太之甫、高部民也、高部亨、高部娥長、高部明吾、滝口新平、程原脩造、程原貴一、程原儀一、程原縣吉、程原幸造、程原重高、程原準一朗、程原原、程原正作、程原美江、程原由太郎、程原融二、安田寅吉、渡辺庸

五郎

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

都留市朝日馬場字清水頭一九七五の二、一九七六の二

石亀ケサエ

都留市大野字菅野山二八〇一

吉澤武夫

都留市大幡字宮ノ沢三八九四・三九五八（以上二筆

高部衛吉

について次の図に示す部分に限る。）

都留市戸沢字廻り一二六二（次の図に示す部分に限る。）	志村角太郎
都留市大野字西指三三〇〇	小林隆平、大原毅
都留市大野字菅野山二七七六（次の図に示す部分に限る。）	小林實久
都留市玉川字打越八二二	星野ます
都留市朝日馬場字清水頭一九五六（次の図に示す部分に限る。）	清水昌三
都留市大野字当作山一八八〇の二	大原毅
都留市玉川字打越八二二	渡辺小四郎
都留市朝日馬場字赤道一八五六（次の図に示す部分に限る。）	渡辺信太郎
都留市大幡字丹保沢二二四九（次の図に示す部分に限る。）	武井永一
都留市大幡字丹保沢二二四八の内一・二二四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	武井太一郎

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十六年一月八日農林水産省告示第三十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五四	小俣治郎
都留市大野字大入一四四二、一四九二の二	荻窪社
都留市大野字大入一四九四、一五二三、一五二四の三	荻窪庄一
都留市大野字細野山一四〇三（次の図に示す部分に限る。）	荻窪達
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五一（次の図に示す部分に限る。）	岩沢七造
都留市小野字西海戸一二九七、一二九九	宮沢庄左エ門
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五〇（次の図に示す部分に限る。）	根本明
都留市朝日馬場字鎌倉沢一六五二（次の図に示す部分に限る。）	小幡宗八

都留市大野字当作山一八四一の二、一八五五の二、一八五六の二	大原毅
都留市小野字丈ヶ原一五六の乙	大原博
都留市法能字大桑山一八六の一	東光寺
都留市境字中曾根一〇六四	白井潤美
都留市大野字細野山一四〇七の一	鈴木達一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
都留市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月九日農林水産省告示第四十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事

横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市猿橋町朝日小沢字三ッ沢一二八五、一二八六	白川一行
大月市七保町瀬戸字宮原九三六	百瀬照明
大月市七保町瀬戸字宮原九三七の内一	池谷金作
大月市賑岡町奥山字すがのま一五九	株式会社富士森林スポーツ、 シー・キューコーポレーション株式会社、 日本モーゲージ株式会社、野村ファイナンス株式会社
大月市梁川町綱ノ上字桑田七五四	上條あつみ
大月市賑岡町畑倉字竹ノ上四〇五の二	井上正己

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
大月市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月九日農林水産省告示第四十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市賑岡町奥山字すがのま一二四	幡野浩久、幡野光江
大月市七保町瀬戸字麓山一二三二、一二三三、一二三六の乙、一二九六の内二	大石一夫
大月市七保町浅川字王坂一六八七	奥秋正美
大月市賑岡町強瀬字山下一七三九の乙	矢頭清市
大月市富浜町鳥沢字真白沢八五一九、八五一九の内一	藤本利男
大月市梁川町綱ノ上字彦田六九八の二	平野りよ

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
大月市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月九日農林水産省告示第四十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
大月市初狩町中初狩字大柏二七五三、二七五四、二七六三の二	小林信夫、山本正雄
大月市初狩町中初狩字唐沢九五九の一五、字大柏二七六三の一	小林吉造、小林甚八
大月市初狩町中初狩字大柏二七九四	小林吉造
大月市初狩町中初狩字大柏二七八八、二八〇一	小林喜作
大月市大月町大月字田辺一五六四	志村義勇
大月市賑岡町強瀬字山下一七四三から一七四五まで	井田久一郎
大月市笹子町吉久保字船橋一三三の二二	天野和幸
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の一三	天野美貞
大月市笹子町黒野田字千万歳一六一二の一四	平井仁

大月市笹子町黒野田字向一六七四（次の図に示す部分に限る。）	平井半
大月市笹子町黒野田字向一六七六の二	平井求
大月市笹子町黒野田字向一六八三の一	天野善利
大月市笹子町黒野田字大懇場一八八九	天野一郎
大月市笹子町白野字大鹿一七五三	三枝怜
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内一、一九七一の内六、一九七一の内七、一九七一の内一、一九七一の内二、一九七一の内二五から一九七一の内三二まで、一九七一の三九	御嶽神社
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内三三、一九七一の四六、一九七一の五一	落合幸夫
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内三八	落合信次
大月市七保町浅川字沢王戸一九七一の内四一	鈴木康文
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八八七	佐藤俊幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八八八、三八八九、三八九九	関貫孟
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八七五、三八七六の一	佐藤弘幸
大月市初狩町下初狩字寒場沢三八六九、三九〇〇の二八、三九一七、三九一八、三九一九の一、三九二〇の一、三九二〇の内一、三九二一、三九二二、三九二二の二、乙三九一七、乙三九一八	正木茂
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の三一、字川	正木大助

久保三八四三の内一	
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の四八、三九〇〇の四九、三九〇〇の五六	山中育徳
大月市初狩町下初狩字寒場沢三九〇〇の三三、三九〇〇の三七、三九〇〇の五一から三九〇〇の五三まで	佐藤洽子
大月市初狩町下初狩字川久保三八六〇の内二	高部源次郎
大月市初狩町中初狩字室ノ沢二九三三	小林泰明
大月市初狩町中初狩字大柏二七五八から二七六一まで	小林義則
大月市初狩町中初狩字大柏二七六二	小林政治
大月市大月町真木字鍋端五四五六	小林きみ、小林登美子
大月市大月町大月字浦山一四八三の一	北川準作
大月市大月町大月字中丸一四四九の一、一四五〇、一四六四、一四六四の乙、一四六八	小宮源三
大月市大月町大月字中丸一四六八の乙	小宮國秋
大月市大月町大月字田辺一五六四	清水きよ子
大月市大月町大月字田辺一五三三の一、一五三三の二、一五三四、一五四二、一五四五、一五六七	小宮廣督
大月市賑岡町奥山字下川二五八二	伊藤茂
大月市賑岡町強瀬字山下一七四三、一七四三乙、一七四四、一七四五、一七四五乙、一七四六、賑岡町畑倉字山下二六二三、二六二三の二	矢頭清市

大月市賑岡町強瀬字山下二七四七	西室眞
大月市賑岡町強瀬字山下二七五一、一七五二の一七五二	野俣守
大月市賑岡町強瀬字山下二七六七から一七七一まで	高橋國松
大月市賑岡町畑倉字山下二六二八	小俣正治
大月市賑岡町畑倉字山下二六二七、二六二九	小俣濱重

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年一月九日農林水産省告示第四十七号

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年一月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社大栄
- 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町葛野二千十三番地二
- 3 代表者の氏名 井上憲治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第五二六七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年一月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 浅田建築
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町河口七百七十六番地一
- 3 代表者の氏名 浅田勝俊

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三八六号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年一月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 宮下設備工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田千三百十八番地十七
- 3 代表者の氏名 宮下昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第二三三二一號
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年一月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社中野建設
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市上谷六丁目九番二十八号
 - 3 代表者の氏名 中野功夫
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第四四五三号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年一月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士冷熱株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田千百六十六番地七
 - 3 代表者の氏名 長田泉

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第一八〇三号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年一月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 五光建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣三丁目十八番十八号
 - 3 代表者の氏名 五味勲
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第七〇二九号
 - 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十六年一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市石和町唐柏字河原八四八の一、八四八の三、八四八の四、八四八の五、八四八の六、八四八の七、八四八の八、八四八の九、八四八の一〇、八五二の一、八五二の二、八五二の三、八五二の四、八五二の五、八五二の六、八五二の七、八五二の八、八五二の九、八五二の一〇、道及び公園の区域
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域

「道路 公園」 次を図のとおり

(「次を図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢一丁目四番十六号 協同組合山梨不動産センター 代表理事 望月 薫

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項及び第二十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十六年二月十七日

山梨県教育委員会

委員長 高野 孫左エ門

有形文化財の部
 書跡

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
日枝神社大般若経	四六二卷	縦二七・〇センチメートル 横一二・四センチメートル	日枝神社	甲府市上曾根町二八二七	笛吹市御坂町成田一五〇一番地の一山梨県立博物館
常在寺文書一括	一六四点	文書点数一六〇点、聖教・典籍四点	常在寺	南都留郡富士河口湖町小立一三九	南都留郡富士河口湖町小立一三九

北口本宮富士浅間神社 神楽殿	一棟	桁行一間 梁間一間 一重 入母屋造 銅板瓦棒葺 背面張出床付 桁行 柱真々二〇、三五尺 梁間 柱真々二〇、三五尺 角柱径九、四寸	北口本宮富士市吉田上 富士吉田市上吉田五五八
手水舎 附 棟札一	一棟	桁行一間 梁間一間 一重 入母屋造 銅板平葺 中央に水盤石 竜頭の吐水口付 桁行 柱真々一四、五一尺 梁間 柱真々一一、八四尺 角柱径一一、七寸	富士吉田市上吉田五五八
社務所 附 棟札一	一棟	切妻造 一重(一部厨子二階) 正面一間唐破風 背面半間庇縁付 鉄板葺 桁行 柱真々五〇、五〇尺 梁間 柱真々三七、二六尺	富士吉田市上吉田五五八
随神門 附 棟札一	一棟	三間一戸八脚門 切妻造 銅板瓦棒葺 桁行 柱真々三一、九五尺 梁間 柱真々一九、六六尺 円柱径一四寸	富士吉田市上吉田五五八
福地八幡社 附 棟札二	一棟	一間社流造 銅板平葺 桁行 柱真々一一、五九尺但し向拝柱真まで 梁間 柱真々八、〇二尺 円柱径	富士吉田市上吉田五五八

無形民俗文化財の部

名	称	保持団体	所在地
柏尾の藤切祭		大善寺藤切り祭保存会	甲州市勝沼町柏尾地区
諏訪神社拜殿 一棟 七、四八寸 桁行五間（柱間）梁間四間 一重 入母屋造 亜鉛鉄板瓦葺 葺 桁行 柱真々四八、九一尺 梁間 柱真々二五、一一尺			

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十六年二月十七日

山梨県公安委員会

委員長 真田 幸子

別表第一中

七〇	山梨市上石森二三九番地先（県道市之蔵山梨線と市道鴨居寺東後屋敷線と市道石森山南線との十字路交差点）	市民体育館東	平成二二年二月一四日 告示第五一号
----	---	--------	----------------------

七〇	山梨市鴨居寺二三九番地先（県道市之蔵山梨線と市道鴨居寺東後屋敷線と市道石森山南線との十字路交差点）	市民体育館東	平成二六年二月一七日
----	---	--------	------------

道市之蔵山梨線と市道鴨居寺東後屋敷線と市道石森山南線との十字路交差点	告示第一三号
------------------------------------	--------

二八 上野原市上野原三、一六三番地先（市道文教線単路）	上野原市立病院前	平成二二年八月二三日 告示第八一号
--------------------------------	----------	----------------------

二八 削除	平成二六年二月一七日 告示第一三号
----------	----------------------

に改める。
別表第三中

一六五 村道三 一号線	南都留郡山中湖村山中八六五番地先（丸平スタンド）から南都留郡山中湖村山中三九五番地先（高村秀明方）まで（一、三五〇メートル）	車両（自転車を除く）	日曜、休日を除く七時三十分から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇
一六六 村道	南都留郡山中湖村山中五五番地先（黒川桜方）から南都留郡山中湖村山中三二番地先（浅間神社）まで（八〇メートル）	車両（自転車を除く）	日曜、休日を除く七時三十分から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇

一六九	村道	南都留郡山中湖村山中一三四番地先(花椿荘)から南都留郡山中湖村山中一二六番地先(羽田信勝方)まで(一一三〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇一九号
一六八	村道	南都留郡山中湖村山中一〇六番地先(羽田左十方)から南都留郡山中湖村山中一〇八番地先(グリル坂本)まで(一〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇一九号
一六七	村道	南都留郡山中湖村山中七二番地先(共和タクシー)から南都留郡山中湖村山中七四八番地先(高村登方)まで(八〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇一九号

一六六	村道	南都留郡山中湖村山中二八番地二先(市道と国道一三八号との十字路交差点)から南都留郡山中湖村山中三二番地先(浅間神社入口交差)	車両(自転車を除く)	土曜・日曜・休日を除く七時から八時三十分まで	富士吉田 平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
一六五	村道山中三四号線	南都留郡山中湖村山中八六五番地先(山中湖西交差点)から南都留郡山中湖村山中三九五番地先(村道同士の交差点)までの間(一、三五〇メートル)	車両(自転車を除く)	土曜・日曜・休日を除く七時から八時三十分まで	富士吉田 平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
一七〇	村道	南都留郡山中湖村山中一四三番地先(山中湖サービステーション)から南都留郡山中湖村山中地内山中ガスまで(一〇〇メートル)	車両(自転車を除く)	日曜、休日を除く七時から九時三十分まで	富士吉田 五四・三・三〇一九号

一六九	村道	南都留郡山中湖村山中一三〇番地先(村道と国道一三八号との丁字路交差点)から南都留郡山中湖村	車両(自転車)を除く	土曜・日曜・休日を除く七時三〇	富士吉田 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一六八	村道	南都留郡山中湖村山中一〇三番地先(村道と国道一三八号との丁字路交差点)から南都留郡山中湖村山中一〇六番地先(村道同士の丁字路交差点)までの間(一〇〇メートル)	車両(自転車)を除く	土曜・日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで十五時から十六時まで	富士吉田 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一六七	村道	南都留郡山中湖村山中五八番地先(明神前交差点)から南都留郡山中湖村山中六三番地先(村道同士の丁字路交差点)までの間(八〇メートル)	車両(自転車)を除く	土曜・日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで十五時から十六時まで	富士吉田 平成二六年二月一七日 告示第一三三号

二五八	県道島	甲斐市大笠二、〇八	東進す 大型自動車、 特殊自動車、 特定中型自動車	終日	葦崎	平成二五年四月一八日 告示第四八号
二五八	県道島	甲斐市大笠二、〇八	東進す 大型自動車、 特殊自動車、 特定中型自動車	終日	葦崎	平成二五年四月一八日 告示第四八号
一七〇	村道	南都留郡山中湖村山中一四三番地先(村道と国道一三八号との丁字路交差点)から南都留郡山中湖村山中一四八番地先(村道同士の丁字路交差点)までの間(一〇〇メートル)	車両(自転車)を除く	土曜・日曜・休日を除く七時三〇分から八時三〇分まで十五時から十六時まで	富士吉田 平成二六年二月一七日 告示第一三三号	山中一四三番地先(村道同士の丁字路交差点)までの間(一三〇メートル)

に改める。
別表第五中

二五九	市道紅梅南通り線	甲府市丸の内一丁目一六番二〇号先(丸の内一丁目交差点)	東進する車両(軽車両を除く。)	終日	甲府	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
二六〇	市道紅梅南通り線	甲府市丸の内一丁目二一番二二号先(丸の内一丁目交差点)	西進する車両(軽車両を除く。)	終日	甲府	平成二六年二月一七日 告示第一三三号

に改める。
別表第六中

五四六	市道	甲府市向町一七二番地四先(向町中交差点南側十字路交差点)	東進する車両	終日	南甲府	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
-----	----	------------------------------	--------	----	-----	------------------------

五四六	市道	甲府市向町一七二番地四先(向町中交差点南側十字路交差点)	東進する車両	終日	南甲府	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
五四七	市道紅	甲府市丸の内一丁目	東進する車両	終日	甲府	平成二六年二月

五四八	市道紅梅南通り線	甲府市丸の内一丁目二一番二二号先(丸の内一丁目交差点)	西進する車両(軽車両を除く。)	終日	甲府	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
	梅南通り線	一六番二〇号先(丸の内一丁目交差点)	東進する車両(軽車両を除く。)			一七日 告示第一三三号

に改める。
別表第十中

八七九	県道高瀬富沢線	南巨摩郡富沢町福士四、三四八番地先(稲葉一雄方前)		一	南部	四九・四・一一一六号
-----	---------	---------------------------	--	---	----	------------

八七九	削除				南部	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
-----	----	--	--	--	----	-----------------------

八八〇	県道高瀬富沢線	南巨摩郡富沢町福士四、三四八番地先(長田勝也方前交差点)		二	南部	四九・四・一一一六号
-----	---------	------------------------------	--	---	----	------------

八八〇	県道高瀬福士線	南巨摩郡南部町福士四、三四八番地先(県道高瀬福士線と町道との十字路交差点)		三	南部	平成二六年二月一七日 告示第一三三号
-----	---------	---------------------------------------	--	---	----	-----------------------

に、

一、二〇四	国道四 線 一三 号	南都留郡志村二三〇番地先（ 河内峰男方前）	一	都留	四九・四・一 一六号
-------	------------------	--------------------------	---	----	---------------

一、二〇四	削除		大月	平成二六年二月 一七日	告示第一三 号
-------	----	--	----	----------------	------------

三、一三二	県道 甲府櫛 形線（ 通称塩 部開国 橋線）	甲府市德行二丁目二番二号先 （德行二丁目交差点）	三	甲府	六一・一〇・一 六 三七号
-------	---------------------------------------	-----------------------------	---	----	---------------------

三、一三二	主要地 方道甲 府南ア ルプス 線	甲府市德行二丁目二番一四号 先（德行二丁目交差点）	四	甲府	平成二六年二月 一七日
					告示第一三 号

三、二六五	県道 甲府敷 島葦崎 線	甲府市丸の内一丁目一番九号先 （甲府駅前自家用車乗降場入口）	三	甲府	六一・九・一 八 三四号
-------	-----------------------	-----------------------------------	---	----	--------------------

三、二六五	主要地 方道甲 府敷島 葦崎線	甲府市丸の内二丁目四番二〇号 先（甲府駅南口一般車両乗降場 出入口）	二	甲府	平成二六年二月 一七日
					告示第一三 号

三、二八七	県道 小倉百 観音線	北巨摩郡須玉町藤田六八四番地 先（雇用促進住宅入口）	一	葦崎	六一・九・一 八 三四号
-------	------------------	-------------------------------	---	----	--------------------

三、二八七	県道小 倉百観 音線	北杜市須玉町大蔵六八四番地先 （県道小倉百観音線と市道との 丁字路交差点）	一	北杜	平成二六年二月 一七日
					告示第一三 号

四、六〇一	市道	都留市田野倉一、二七七番地先 （県営田野倉団地前）	一	都留	平二二・一・一 三
					告示第一 号

四、六〇一	市道	都留市田野倉一、二七五番地先 （市営田野倉団地三号棟南側）	一	大月	平成二六年二月 一七日
					告示第一三 号

四、八五六	町道三 一九号 線	中巨摩郡昭和町河西二七五番地 先（大久保俊秀方北西方交差点）	一	南甲 府	平成一四年四月 四日
					告示第一八 号

四、八五六	削除		南甲府	平成二六年二月一七日	告示第一三号
-------	----	--	-----	------------	--------

四、九九二	町道国道南原線	北巨摩郡双葉町下今井一、六八六番地先（場外車券場前）	一 葦崎	平成一五年一月一八日	告示第八八号
-------	---------	----------------------------	------	------------	--------

四、九九二	削除		葦崎	平成二六年二月一七日	告示第一三号
-------	----	--	----	------------	--------

五、四三九	県道敷島竜王線	甲斐市島上条一、八三九番地一先（敷島北小学校南交差点）	一 葦崎	平成二五年一月一六日	告示第一四五号
-------	---------	-----------------------------	------	------------	---------

五、四三九	県道敷島竜王線	甲斐市島上条一、八三九番地一先（敷島北小学校南交差点）	一 葦崎	平成二五年一月一六日	告示第一四五号
五、四四〇	国道一四〇号	甲府市上曾根町一、一四五番地二先（国道一四〇号と市道との丁字路交差点）	一 南甲府	平成二六年二月一七日	告示第一三号
五、四四一	主要地方道甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町押越三番地先（主要地方道甲府市川三郷線と町道との丁字路交差点）	一 南甲府	平成二六年二月一七日	告示第一三号

五、四四二	市道	南アルプス市落合二、〇六七番地先（郷結橋一号橋北側十字路交差点）	二 南アルプス	平成二六年二月一七日	告示第一三号
-------	----	----------------------------------	---------	------------	--------

五、四四三	市道	甲斐市西八幡三、一九〇番地先（甲斐市立玉幡中学校東側正門前）	一 葦崎	平成二六年二月一七日	告示第一三号
五、四四四	市道	甲斐市中下条八七八番地八先（柳田交差点）	四 葦崎	平成二六年二月一七日	告示第一三号

五、四四五	主要地方道甲府葦崎線市道	葦崎市本町四丁目六番一八号先（塩川橋西詰交差点）	二 葦崎	平成二六年二月一七日	告示第一三号
-------	--------------	--------------------------	------	------------	--------

五、四四六	市道逸見神社通り線	北杜市大泉町谷戸一、一四二番地一先（市道同士の丁字路交差点）	一 北杜	平成二六年二月一七日	告示第一三号
五、四四七	町道	南巨摩郡南部町大和三六〇番地先（アルカディア南部総合公園スポーツセンター東側）	一 南部	平成二六年二月一七日	告示第一三号

五、四四八	主要地方道白井甲州線	甲州市勝沼町等々力一三一番地先（主要地方道白井甲州線と市道との十字路交差点）	一 日下部	平成二六年二月一七日	告示第一三号
五、四四九	市道	都留市小形山七八八番地九先（市道同士の十字路交差点）	一 大月	平成二六年二月一七日	告示第一三号
五、四五〇	市道	都留市夏狩三、八三八番地先（中央自動車道カルバートボックス大月四七北側十字路交差点）	一 大月	平成二六年二月一七日	告示第一三号

に改める。
別表第十一中

五、四五二	市道	都留市つる五丁目一番一〇号先（中央道カルバートボックス北側十字路交差点）	一	大月	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
五、四五二	県道高畑谷村停車場線	都留市つる五丁目五番一〇号先（つる五丁目交差点）	四	大月	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
五、四五三	市道	上野原市コモアしおつ三丁目一〇番四号先（センターコム集会所南西側）	一	上野原	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号

を

一四	市道	斐崎市若宮一丁目二番五四号先（斐崎商工会館前両側）（二〇メートル）	歩行者	斐崎	五九・一〇・八四七号
----	----	-----------------------------------	-----	----	------------

を

一四	市道	斐崎市若宮一丁目二番五四号先（斐崎商工会館前両側）（二〇メートル）	歩行者	斐崎	五九・一〇・八四七号
一五	市道	甲府市丸の内二丁目三一番八号先（甲府署前交差点から西側十字路交差点までの間）の両側（二五メートル）	歩行者	甲府	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号

に改める。
別表第十四中

一〇三	県道万力小屋敷線	塩山市上於曾一、〇三八番地先（市役所西交差点）か	六五〇	車両（けん引③を除く）	三〇	塩山	平成二十四年一月三十一日
-----	----------	--------------------------	-----	-------------	----	----	--------------

を

		ら塩山市上於曾六七七番地先（下西交差点）までの両側					告示第四号
--	--	---------------------------	--	--	--	--	-------

を

一〇三	主要地方道塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾八六〇番地先（青橋交差点）から甲州市塩山上於曾六七七番地先（下西交差点）までの両側	三七五	車両（けん引③を除く）	三〇	日下部	平成二十六年二月七日 告示第一三三号
-----	------------	---	-----	-------------	----	-----	-----------------------

に

三〇六	県道敷島竜王線	中巨摩郡敷島町牛匂二、一三四番地先（保延一男方前）から中巨摩郡敷島町上条一、七二四番地先（秋山方南側）までの両側	一、二〇〇	車両（けん引③を除く）	三〇	甲府	平成二十六年二月二〇日 告示第五〇号
-----	---------	--	-------	-------------	----	----	-----------------------

を

三〇六	市道	甲斐市島上条一、七七一番地二先（敷島北駐在所南側丁字路交差点）から甲斐市境二一三番地先（県道敷島竜王線と市道との丁字路交差点）までの両側	四五〇	車両（けん引③を除く）	三〇	斐崎	平成二十六年二月七日 告示第一三三号
-----	----	--	-----	-------------	----	----	-----------------------

<p>九九三 町道 中巨摩郡敷島町中下条九〇五番地の五先（ミヤザワ薬局）から中巨摩郡敷島町中下条一八三番地先（細野新造方）まで</p> <p>五五〇</p> <p>車両 三〇</p> <p>甲府 五九・一 一・一五 五三号</p>	<p>九九三 削除</p> <p>甲府 平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号</p>	<p>一、三 七〇 県道 高瀬富 沢線 県道 大向富 沢線</p> <p>南巨摩郡富沢町福 士四、四五八番地 先（三角理谷前交 差点）から南巨摩 郡富沢町福士一八 、二六二番地先（ 幡竜橋西詰）まで</p> <p>六、七〇〇</p> <p>車両 （原付 けん 引②③ を除く）</p> <p>四〇</p> <p>南部 平五・一 一・八 告示第五 一号</p>	<p>一、三 七〇 県道高 瀬富士 線</p> <p>南巨摩郡南部町福 士二、七〇〇番地 一八先（南部町役 場入口交差点）か ら南巨摩郡南部町 福士一八、二六二 番地先（幡竜橋西</p> <p>六、九一〇</p> <p>車両 （原付・ けん引 ②③を 除く）</p> <p>四〇</p> <p>南部 平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号</p>
---	--	---	--

<p>（詰）までの両側</p>	<p>一、五 一三 町道 滝坂希 望ヶ丘 線 町道 登美団 地大屋 敷線</p> <p>北巨摩郡双葉町竜 地一、三一九番地 の一先（沖田橋西 詰）から北巨摩郡 双葉町竜地三、六 〇五番地先（鳥ヶ 池ニュータウン西 側交差点）までの 両側</p> <p>一、二〇〇</p> <p>車両 （原付 けん 引②③ を除く）</p> <p>四〇</p> <p>韮崎 平成一二 年四月一 三日 告示第二 一号</p>	<p>一、五 一三 市道</p> <p>甲斐市中下条九二 〇番地五先（中下 条交差点）から甲 斐市龍地三、六一 四番地先（鳥ヶ池 交差点）までの両 側</p> <p>一、七四〇</p> <p>車両 （原付・ けん引 ②③を 除く）</p> <p>四〇</p> <p>韮崎 平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号</p>	<p>一、五 四八 国道四 一〇号 県道塩 山勝沼 線</p> <p>塩山市下萩原二〇 一 番地の一先（雨 敬橋東詰交差点） から塩山市上於曾 一、〇三八番地先 （市役所西交差点 ）までの両側</p> <p>一、一〇〇</p> <p>車両 （原付 けん 引②③ を除く）</p> <p>四〇</p> <p>塩山 平成一四 年一月三 一日 告示第四 号</p>	<p>一、五 主要地 甲斐市塩山下萩原</p> <p>一、三七五</p> <p>車両 （原付 けん引 ②③を 除く）</p> <p>四〇</p> <p>日下 平成二六</p>
-----------------	--	--	---	---

四八	方道塩 山勝沼 線 県道万 力小屋 敷線	二一〇番地一先（ 雨敬橋東詰三差路 交差点）から甲州 市塩山上於曾九九 七番地先（青橋交 差点）までの両側	原付・ けん引 ②③を 除く。	部	年二月一 七日 告示第一 三号
----	-------------------------------------	--	--------------------------	---	--------------------------

一、六 六一	県道甲 斐中央 線	甲斐市名取三三四 番地先（真福寺南 交差点）から甲斐 市島上条一、七二 四番地先までの両 側	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。	斐崎	平成二二 年一月 一五日 告示第一 一六号
-----------	-----------------	---	---------------------------------	----	-----------------------------------

一、六 六一	県道敷 島竜王 線	甲斐市名取三三四 番地先（真福寺南 交差点）から甲斐 市牛匂一三一番地 先（金石橋西側丁 字路交差点）まで の両側	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。	斐崎	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
-----------	-----------------	---	---------------------------------	----	----------------------------------

一、七 〇一	県道四 日市場 上野原 線	都留市与繩一〇〇 番地先（都留市消 防団盛里分団第一 部詰所西側丁字路 交差点）から都留 市朝日馬場三〇四 番地先（盛里警察 官駐在所前）まで の両側	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く	大月	平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	------------------------	---	---------------------------------	----	----------------------------------

一、七 〇一	県道四 日市場 上野原 線	都留市与繩一五一 番地先（土木防災 備蓄倉庫西側丁字 路交差点）から都 留市朝日馬場三〇 四番地先（盛里警 察官駐在所前）ま での両側	車両（ 原付・ けん引 ①②③ を除く	大月	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
-----------	------------------------	--	---------------------------------	----	----------------------------------

一、七 〇三	県道四 日市場 上野原 線	都留市古川渡五五 三番地先（禾生第 一小前交差点）か ら都留市与繩一〇 〇番地先（都留市 消防団盛里分団第 一部詰所西側丁字 路交差点）までの 両側	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。	大月	平成二四 年二月一 六日 告示第一 六号
-----------	------------------------	--	---------------------------------	----	----------------------------------

一、七 〇三	県道四 日市場 上野原 線	都留市古川渡五五 三番地先（禾生第 一小前交差点）か ら都留市与繩一五 一番地先（土木防 災備蓄倉庫西側丁 字路交差点）まで の両側	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。	大月	平成二六 年二月一 七日 告示第一 三号
-----------	------------------------	---	---------------------------------	----	----------------------------------

二三	尾連湖公園線	町市川大門二五〇番地先（市川南幼稚園前十字路交差点）から西八代郡市川三郷町市川大門六、〇五〇番地三先（市川公園北交差点）までの両側		けん引③を除く。		年六月二七日 告示第八〇号
----	--------	---	--	----------	--	------------------

を

一、七 二二	県道四尾連湖公園線	西八代郡市川三郷町市川大門二五〇番地先（市川南幼稚園前十字路交差点）から西八代郡市川三郷町市川大門六、〇五〇番地三先（市川公園北交差点）までの両側	六〇〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	鵜沢 平成二五年六月二七日 告示第八〇号
一、七 二四	市道	甲府市千塚三丁目三番四一号先（千塚一丁目交差点）から甲府市千塚三丁目七番一六号先（千塚公園北東角十字路交差点）までの両側	四七〇	車両（けん引②③を除く。）	四〇	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一、七 二四	市道	甲府市横根町一、一四六番地先（横根交差点）から甲府市桜井町八八八番地先（山梨英和	一、二六〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号

一、七 二五	市道	甲府市横根町八八八番地先（市道同士の丁字路交差点）から甲府市横根町四八六番地先（市道同士の十字路交差点）までの両側	三六〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一、七 二六	市道	甲府市横根町七〇五番地先（主要地方道甲府葦崎線と市道との丁字路交差点）から甲府市横根町七一八番地先（市道同士の丁字路交差点）までの両側	一四五	車両（けん引③を除く。）	三〇	甲府 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一、七 二七	市道	甲斐市天下条一、六一六番地四先（主要地方道甲斐中央線と市道との丁字路交差点）から甲斐市竜王新町二四一番地先（市道同士の丁字路交差点）までの両側	七〇〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	葦崎 平成二六年二月一七日 告示第一三三号
一、七 二八	町道	西八代郡市川三郷町大塚一、〇六一番地先（押出川橋北詰十字路交差点）から西八代郡市	一、五五〇	車両（けん引③を除く。）	三〇	鵜沢 平成二六年二月一七日 告示第一三三号

一、七 二九	市道	川三郷町大塚一、九五〇番地一先（町道同士の交差五差路交差点）までの両側	九四五	車両（けん引・けん引③を除く。）	三〇	富士 吉田	平成二六年二月一七日 告示第一三三三号
-----------	----	-------------------------------------	-----	------------------	----	----------	------------------------

に改める。
別表第十四の二中

九	市道	富士吉田市新西原四丁目一 番一九号先 （新宮川橋交 差点）、富士 吉田市新西原 四丁目一 番五号先（昭和 大学入口交差 点）、富士吉 田市松山五丁 目九〇八番地 四（富士吉田 警察署前交差 点）、富士吉 田市松山五丁 目一四番一 号先（大松橋東	六、五〇〇	一九・ 五五	車両 （けん引 ③を除く。）	三〇	富士 吉田	平成二五年一〇月二四日 告示第一二二二号
---	----	--	-------	-----------	----------------------	----	----------	-------------------------

一〇	市道	甲府市山宮町	九	市道	（詰）の国道一三九号、国道一三七号、市道中央通り線、宮川に囲まれた区域内の全ての道路	六、五〇〇	一九・ 五五	車両 （けん引 ③を除く。）	三〇	富士 吉田	平成二五年一〇月二四日 告示第一二二二号
----	----	--------	---	----	--	-------	-----------	----------------------	----	----------	-------------------------

六三番地先（北西中通路路交差点）、甲府市山宮町三六番地一先（山宮公民館バス停南側）、甲府市山宮町二、七五〇番地一先（大宮神社西側丁字路交差点）、甲府市山宮町二、七三一番地一先（北西中学校入口交差点北側丁字路交差点）の主要地方道甲府昇仙峡線及び市道に囲まれた区域内の全ての道路
（け）引（を）除く。
年二月七日 告示第一三〇号

に改める。
別表第十五中

四八六
茅ヶ岳東部広域農道（市道）
甲斐市大笠二、一二三番地先（茅ヶ岳東部広域農道と市道の丁字路交差点）から葎崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保線見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との十字路交差点）までの両側
三、一一一
車両
終日
葎崎
平成二五年四月一日 告示第四八号

四八六
茅ヶ岳東部広域農道（市道）
甲斐市大笠二、一二三番地先（茅ヶ岳東部広域農道と市道の丁字路交差点）から葎崎市穂坂町上今井五七八番地一先（県道島上条宮久保線見堂線と茅ヶ岳東部広域農道との十字路交差点）までの両側
三、一一一
車両
終日
葎崎
平成二五年四月一日 告示第四八号
四八七
市道
甲府市伊勢一丁目一番三号先（遠光寺東交差点）から甲府市太田町九番地九先（太田町交差点）までの両側
二、三〇〇
車両
終日
南甲府
平成二六年二月七日 告示第一三〇号

に改める。
別表第十六中

七三八
県道高瀬富沢線
南巨摩郡富沢町福土四、三四八番地先（長田勝也方南側）
南部
四九・四・一一一六号
七三八
削除
南部
平成二六年二月十七日 告示第一三〇号
一、一六〇
市道
都留市法能八五一番地先（堀内）
都留
四九・七・四

宮原法 能線	実方東	二九号
-----------	-----	-----

を

一、一六〇	市道	都留市法能八四〇番地二先（前田橋南詰十字路交差点・北進車両）	大月	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
-------	----	--------------------------------	----	------------------------

に

七、八五一	町道	中巨摩郡昭和町紙漣阿原二七四番地先（「森田章」所有畑東側）	南甲府	平元・一一・二三三三号
-------	----	-------------------------------	-----	-------------

を

七、八五一	町道	中巨摩郡昭和町紙漣阿原二、四一一番地先（町道同士の十字路交差点・北進車両）	南甲府	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
-------	----	---------------------------------------	-----	------------------------

に

七、八七〇	町道	中巨摩郡敷島町牛匂二、八八八番地の一先（「千葉関太郎」方所有空地南側）	甲府	平二・一・一一一号
-------	----	-------------------------------------	----	-----------

を

七、八七〇	市道	甲斐市大久保八五七番地七先（茅ヶ岳東部広域農道と市道との十字路交差点・西進車両）	韮崎	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
-------	----	--	----	------------------------

に

八、一七二	町道	中巨摩郡昭和町紙漣阿原二九六番地の一先（「窪田典昭」方所）	南甲府	平三・九・三〇二四号
-------	----	-------------------------------	-----	------------

有宅地（南西角）

を

八、一七二	町道	中巨摩郡昭和町紙漣阿原二、三五八番地先（町道同士の十字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
-------	----	---------------------------------------	-----	------------------------

に

一〇、六六五	町道 国道南原線	北巨摩郡双葉町下今井一、六八六番地先（場外車券場前丁字路交差点・南進車両）	韮崎	平成一五年二月一八日 告示第八八号
--------	-------------	---------------------------------------	----	----------------------

を

一〇、六六五	削除		韮崎	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号
--------	----	--	----	------------------------

に

一一、七二八	市道新 倉南線	富士吉田市旭一丁目四番二号先（市道新倉南線とおひめ坂通りとの十字路交差点・南進車両）	富士吉田	平成二五年二月一六日 告示第一四五号
--------	------------	--	------	-----------------------

を

一一、七二八	市道新 倉南線	富士吉田市旭一丁目四番二号先（市道新倉南線とおひめ坂通りとの十字路交差点・南進車両）	富士吉田	平成二五年二月一六日 告示第一四五号
一一、七二九	市道	南アルプス市落合二、〇六七番地先（郷結橋一号橋北側十字路交差点・東進車両）	南アルプス	平成二十六年二月一七日 告示第一三三号

を

一一、七三〇	市道	南アルプス市落合一、九〇六番	南アル	平成二十六年二月
--------	----	----------------	-----	----------

一一、七三二	市道	甲斐市島上条一、七七一番地二先（敷島北駐在所南側丁字路交差点・東進車両）	葦崎	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三三	市道	甲斐市境二七五番地六先（県道敷島竜王線と市道との丁字路交差点・東進車両）	葦崎	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三四	市道	甲斐市下今井二、九二一番地一先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	葦崎	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三五	町道 屋大堀線	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地二四〇先（道の駅とみざわ南側十字路交差点・西進車両）	南部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三六	町道町 屋富士川線	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地二四五先（道の駅とみざわ南側十字路交差点・東進車両）	南部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三七	町道町 屋切久保線	南巨摩郡南部町福士四、四六二番地先（町道町屋切久保線と県道高瀬福士線との十字路交差点・西進車両）	南部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七三八	町道	南巨摩郡南部町福士四、三四八番地二一先（町道と県道高瀬福士線との十字路交差点・東進車両）	南部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号

一一、七三九	市道	甲州市勝沼町菱山一、二三八番地先（黒橋北東側十字路交差点・東進車両）	日下部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
一一、七四〇	市道	甲州市勝沼町菱山一、一九二番地先（黒橋北東側十字路交差点・西進車両）	日下部	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号

に改める。
別表第十七中

一、一三二	県道高瀬福士線	南巨摩郡南部町福士四、四五八番地先（三角理容店交差点）から南巨摩郡南部町福士四、四九二番地先（菊屋商店）までの両側	二〇〇	車両	終日	南部	平成一七年三月二四日 告示第二一号
一、一三三	県道高瀬福士線	南巨摩郡南部町福士二、七〇〇番地一八先（南部町役場入口交差点）から南巨摩郡南部町福士四、四九二番地先（矢島公園東方約七〇メートル）までの両側	四一〇	車両	終日	南部	平成二六年二月十七日 告示第一三三号

一、三四七	県道甲斐市名取三三		四、〇八〇	車両	終日	葦崎	平成二二年
-------	-----------	--	-------	----	----	----	-------

	斐中央線	四番地先（真福寺南交差点）から甲斐市牛匂二、一三四番地先までの両側				年一月十五日 告示第一一六号
--	------	-----------------------------------	--	--	--	-------------------

を

一、三四七	県道敷島竜王線	甲斐市名取三二四番地先（真福寺南交差点）から甲斐市牛匂一三一番地先（金石橋西側丁字路交差点）までの両側	四、〇六〇	車両	終日	葦崎 平成二六年二月七日 告示第一三三三号
-------	---------	---	-------	----	----	-----------------------------

に

一、三七九	市道田富二〇二九号線	中央市布施一、四三〇番地二先（市道同士の丁字路交差点）から中央市東花輪五八二番地四先（JR東花輪駅前ロータリー南西側丁字路交差点）までの両側	二二五	車両	終日	南甲府 平成二五年二月四日 告示第一三三三号
-------	------------	--	-----	----	----	------------------------------

を

一、三七九	市道田富二〇二九号線	中央市布施一、四三〇番地二先（市道同士の丁字路交差点）から中央市東花輪	二二五	車両	終日	南甲府 平成二五年二月四日 告示第一三三三号
-------	------------	-------------------------------------	-----	----	----	------------------------------

一、三八〇	市道	甲斐市千塚三丁目三番四一先（千塚一丁目交差点）から甲斐市千塚三丁目七番一六号先（千塚公園北東角十字路交差点）までの両側	四七〇	車両	終日	甲府 平成二六年二月七日 告示第一三三三号
-------	----	---	-----	----	----	-----------------------------

一、三八一	市道	甲斐市島上条一、七七一番地二先（敷島北駐在所南側丁字路交差点）から甲斐市境二一三番地先（県道敷島竜王線と市道との丁字路交差点）までの両側	四五〇	車両	終日	葦崎 平成二六年二月七日 告示第一三三三号
-------	----	--	-----	----	----	-----------------------------

一、三八二	市道	大月市駒橋一丁目二番一八号先（駒橋跨線橋南側西側側道入口）から大月市駒橋一丁目二番一五号先（駒橋跨線橋南側西側側道出口）まで	四〇	車両	終日	大月 平成二六年二月七日 告示第一三三三号
-------	----	--	----	----	----	-----------------------------

一、三八二	市道	大月市駒橋一丁目二番一八号先（駒橋跨線橋南側西側側道入口）から大月市駒橋一丁目二番一五号先（駒橋跨線橋南側西側側道出口）まで	四〇	車両	終日	大月 平成二六年二月七日 告示第一三三三号
-------	----	--	----	----	----	-----------------------------

一、三三三	市道	大月市駒橋一丁目七番三九号先 (駒橋跨線橋南側東側側道入口) から大月市駒橋一丁目七番三四号先(駒橋跨線橋南側東側側道出口)まで	四〇	車両	終日	大月	平成二六年二月一日
							告示第一三三三号

に改める。
別表第十九の三中

四	県道小瀬スポート公園園線	甲府市小瀬町九九八番地五先(小瀬スポート公園園前交差点北側)から甲府市上町二、〇六四番地三先(小瀬スポート公園入口交差点南東側)までの両側	一、二三五	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通 自転車	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
---	--------------	---	-------	--	-----------	-----	-----------------------

四	県道小瀬スポート公園園線	甲府市小瀬町九九八番地五先(小瀬スポート公園園前交差点北側)から甲府市上町二、〇六四番地三先(小瀬スポート公園入口交差点南東側)までの両側	一、二三五	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通 自転車	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
---	--------------	---	-------	--	-----------	-----	-----------------------

五	国道五二号	甲府市上石田一丁目一〇番一九号(貢川橋西詰交差点)から甲府市上石田一丁目一三番一〇号先(貢川交番南交差点)までの両側	四五〇	上記区間のうち、道路標識又は道路標示で示した区間で道路標示により示された部分	普通 自転車	甲府	平成二六年二月一日 告示第一三三三号
---	-------	--	-----	--	-----------	----	-----------------------

に改める。
別表第二十三中

三九	県道小瀬スポート公園園線	甲府市小瀬町九九八番地五先(小瀬スポート公園園前交差点)から甲府市上町二、三七六番地先(小瀬スポート公園入口交差点)までの上下線一、四二〇メートルの間	二		普通 自転車	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
----	--------------	---	---	--	-----------	-----	-----------------------

三九	県道小瀬スポート公園園線	甲府市小瀬町九九八番地五先(小瀬スポート公園園前交差点)から甲府市上町二、三七六番地先	二		普通 自転車	南甲府	平成二四年一月二二日 告示第一二五号
----	--------------	---	---	--	-----------	-----	-----------------------

四〇	国道五二号	（小瀬スポーツ公園入口交差点）までの上下線一、四二〇メートルの間	三	車両	甲府	平成二十六年二月十七日 告示第一三三号
----	-------	----------------------------------	---	----	----	------------------------

に改める。

● 平成二十六年自動車等の運転免許試験等の実施
平成二十六年四月から平成二十七年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年二月十七日

山梨県公安委員会

委員長 真田 幸子

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
-------	-----	------

大型自動車免許	毎週木曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下 高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総 合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車		

に限り。	普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許		毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許		毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許		毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許		毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許		毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許			
牽引 ^{けん} 第二種免許			
大型特殊自動車免許			
牽引免許			
大型自動二輪車免許			
普通自動二輪車免許			
小型特殊自動車免許	運転免許課（山梨県総合交通センター）及び運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地	
原動機付自転車免許	警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。	山梨県警察本部交通部 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室	

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験		なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限り。	免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
免許の種類	試験日	試験場所	
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地	
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）	
普通自動車仮免許（AT車に限る。）			
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）		
普通自動車免許（AT車に限る。）			
普通自動車仮免許（AT車を除く。）			
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）		
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）		
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）		
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）		

中型自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	牽引免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
毎週金曜日（休日を除く。）						
試験場所						

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

大型自動車第二種免許	普通自動車第二種免許（AT車を除く。）	普通自動車免許（AT車を除く。）	普通自動車仮免許（AT車に限る。）	普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	普通自動車免許（AT車に限る。）	普通自動車仮免許（AT車に限る。）
毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）		毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）				
試験場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）						

車を除く。）	大型自動車仮免許	中型自動車仮免許	中型自動車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	牽引第二種免許	大型特殊自動車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許
毎週月曜日（休日を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	毎週金曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週火曜日（休日を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	毎週水曜日（休日を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）
試験場所									

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
-------	-----	------

運転免許課（山梨県総合交通センター）及び運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。）
警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。
なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
山梨県警察本部交通部
運転免許課（山梨県総合交通センター）
山梨県都留市下谷三丁目二番二号
山梨県警察本部交通部
運転免許課都留分室
免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署

大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十七年一月五日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の四に該当する者を除く。
中型自動車第二種免許		
普通自動車第二種免許		
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車仮免許		山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車仮免許		

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）		
普通自動車免許（AT車を除く。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
大型自動車仮免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		

大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動二輪車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十七年一月五日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
大型特殊自動車免許		
牽引第二種免許		
大型自動二輪車免許		
中型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		

原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		

四 再試験

免許の種類	試験日	試験場所
普通自動車免許（道路交 通法の一部を改正する法 律（平成十六年法律第九 十号）附則第十四条に該 当する者を含む。）	毎週火曜日及び木曜日（休日 を除く。）	山梨県南アルプス市下高 砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運 転免許課（山梨県総合交 通センター）
原動機付自転車免許	毎週水曜日及び金曜日（休日 を除く。）	
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動二輪車免許	毎週月曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
大型自動車免許		
大型自動車仮免許		
中型自動二輪車免許	毎週火曜日（休日を除く。）	

中型自動車免許		
中型自動車仮免許		
普通自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許		
普通自動車仮免許		
大型特殊自動車免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
中型自動車第二種免許		山梨県警察本部交通部運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車免許		山梨県都留市下谷三丁目二番二号
普通自動車第二種免許（A T車に限る。）		山梨県警察本部交通部運転免許課都留分室
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		

普通自動二輪車免許

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。